

## 4. 教育学研究科

I	教育学研究科の教育目的と特徴	4 - 2
II	分析項目ごとの水準の判断	4 - 4
	分析項目 I 教育の実施体制	4 - 4
	分析項目 II 教育内容	4 - 5
	分析項目 III 教育方法	4 - 6
	分析項目 IV 学業の成果	4 - 7
	分析項目 V 進路・就職の状況	4 - 7
III	質の向上度の判断	4 - 9

## I 教育学研究科の教育目的と特徴

### 1. 【教育目的】

急激に変化する現代社会にあつて、わが国の学校教育には解決すべき課題が山積しており、とりわけ、学校教育改革を積極的に担うことのできる教員の養成、研修のあり方について新たな政策提言が相次いでいる。教育学研究科は、学士課程において授与した、すべての学校種及び教科に関する基礎資格（一種免許状）を踏まえ、さらに「高度な専門職にふさわしい教育的実践力」を身につけ、教育課題に的確に対応できる人材を養成することを目的としている。本研究科は、山陰地域における唯一の教員養成基幹大学院であり、高度専門職養成に期待する地域社会の要請に応えるため、次の二つの観点から「より高度な教育・研究及び研修の機会」を提供することをめざしている。

- ①教員基礎資格（一種免許状）を取得した学部卒業生に対し、さらに大学院レベルの教育を継続し、6年一貫教育による高度専門職業人としての教員を養成する。
- ②山陰地域（島根、鳥取両県）の現職教員に対し、組織的・体系的な研修機会を提供し、「スクール・リーダー」としての高度な資質の形成をめざし、地域の教育界を担う人材を育成する。（添付資料1）

### 2. 【特徴】

教育学研究科は、従来、主として地元島根県を視野において、現職教員研修及び高度な実践力を備えた即戦力としての学生の養成をめざしたが、平成16年度に実現した鳥取大学との「教員養成系学部・大学院の再編」によって、その対象を、鳥取県を含む「山陰地域」に拡大した。本研究科に期待される社会的使命・役割は格段に高まり、地域における高度教員養成機関としての機能拡充が求められている。こうした状況変化に対応して、本研究科は、法人化以後、教育活動のさらなる充実に努めてきた。本研究科が構築した大学院教育の特徴は、

- ①学士課程教育との連続性の重視、6年一貫教育の実現
- ②教育内容の一貫性を確保する「研究科共通科目（全学生必修及び選択必修）」を設定し、専門職としての教師に必須の「高度な教育的知見」を提供
- ③全専攻（専修）で「課題研究」科目を設定、複数の指導教員による協同研究指導体制を整備
- ④学生の教育的実践力や柔軟な応用力を高めるため、複数の教員が各々の専門性を生かした協同開講方式（TT形式の開講等）を採用
- ⑤社会人や現職教員を積極的に受け入れて高度かつ体系的な現職教員研修に貢献

### 3. 【想定する関係者とその期待】

＜山陰地域唯一の教育専門職を養成する大学院と地域社会の期待＞

本学は、国立大学法人化と同時に、鳥取大学との協議による「教員養成系学部の再編」を実現させ、大学院を含めて、山陰地域における唯一の教員養成基幹大学となった。県境を越えて複数の県の教員養成及び現職教員研修を担うという全国初の試みは、地元山陰地域の教育界から大きな期待を寄せられており、島根、鳥取両県教委と締結した「連携・協力に関する協定」に結実している（添付資料2）。

＜大学院改組計画の立案と実施＞

中央教育審議会答申（平成18年6月）による「教育専門職大学院」制度の創設に係る新たな政策の提示を受けて、本研究科では、平成18年度当初から、延べ5回にわたり山陰両県教育委員会と慎重な協議を行い、「大学院レベルにおける専門職養成の高度化」、「学校教育における指導的人材（スクールリーダー）の育成」、「真に高度な教育的実践力を有する教員の組織的養成」等の諸点において、地域が求める高度専門職養成のあり方に関する合意を形成し、平成20年度を目途に教育学研究科の大幅な改組を実施するこ

ととした。具体的には、既存研究科を全面的に改組し、新たに「学習開発コース」、「発達臨床コース」「臨床心理コース」で構成される「教育実践開発専攻（定員 20 名）」と、7 コースから成る「教育内容開発専攻（定員 20 名）」に改編し、さらに、現職教員研修の格段の充実を図るため「現職 1 年短期履修コース」を設置し、現職教員が自らの学校種、教科等の課題意識に基づいて自由に教育課程を設定する「オーダーメイド型教育プログラム」を実現した。この改組計画は、平成 19 年度大学設置審議会の審査に合格し当初の予定通り平成 20 年度から実施することとなっている（添付資料 3）。

## II 分析項目ごとの水準の判断

### 分析項目 I 教育の実施体制

#### (1) 観点ごとの分析

##### 観点 基本的組織の編成

(観点に係る状況)

教育学研究科修士課程は、1991年、学校教育専攻及び教科教育専攻の2専攻8専修で設置されたが、その後、順次組織を拡大し、入学定員も設立当初の26人から35人に増加した。

教育学研究科は、学校教育専攻と教科教育専攻の2専攻、11の専修で構成されている。学校教育専攻は、学校教育専修の1専修(学生定員5名)であり「教育学」、「教育心理学」、「障害児教育」、「幼児教育」、「臨床心理学」の5分野を有している。また、教科教育専攻(学生定員30名)は、「国語教育」、「数学教育」、「社会科教育」、「理科教育」、「技術教育」、「家政教育」、「保健体育教育」、「音楽教育」、「美術教育」、「英語教育」の義務教育諸学校において教授される全教科を網羅する10の専修によって構成されている。(添付資料4-①, ②)。

これらに所属する学生を教授し、研究指導を行う教員組織は13の講座に所属している。教員組織は「研究科委員会」を構成し、教育、研究指導等に関する案件の審議を原則として月1回実施している。

研究科組織の一層の活性化を図るため、平成18年度から「特任教員制度」を創設し、本学名誉教授等を「専任(非常勤)」教員として採用する制度を構築した。本制度の導入により、教員養成に関する経験、知見ともに豊富な人材を引き続き教育および研究指導に活用できる体制が整い、教育学研究科の所期の目標達成に貢献している(添付資料5)。

##### 観点 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制

(観点に係る状況)

平成17年度に学部教育の改善に関する「大学・大学院における教員養成推進プログラム(教員養成GP)」採択を受けて設置した「FD戦略センター」では、平成19年度から大学院における教育内容、教育方法の改善をめざしたFD活動を本格的に開始した。具体的には、大学院教育における「高度専門職業人としての教員の養成」のあり方の検討を目的として、

1. 講義・演習等の開講方法の改善、教育内容の精査等を中心に「授業公開・合評会の開催」、「新たな取り組みとしての複数教員による共同開講方式(TT方式等)の実験的試行と成果検討会の開催」等のFDの展開
2. 平成20年度に実施予定の教育学研究科改組について、平成18年度から延べ7回にわたり、教育内容改善及び方法改善に関するFD研修会を開催して、時代の要請に対応する「高度専門職業人養成プログラムの抜本的見直し」を実施、新たな大学院教育プログラムを構築する体制を整備した。

#### (2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を大きく上回る

(判断理由) 現行の教育組織、教育内容・方法等の改善については、島根・鳥取の両県教育委員会と定期的な協議の機会を設け、大学院教育に対する教育行政、教員任用さらには教員研修の主体である両県教育委員会の意向を取り入れた改善を断続的に実施してきた。また研究科内に設置した「大学院改組検討委員会」(平成18年度設置)において

延べ50回に及ぶ検討を重ね、その集大成として、平成19年度中に、組織及び教育内容等を抜本的に見直した「教育学研究科改組計画」を作成し、大学院設置審議会の審査を経て、平成20年度からの新教育学研究科設置に結実させることができた。また本研究科改組は、平成16年度に教員養成特化型学部へ改組した学部改革の後を受けた取り組みであり、第一期生の卒業年次（完成年度）にあわせて実施することができたことは、法人化実施以来の本学部・研究科の間断ない改革への取り組みの成果である（添付資料6-①、②）。

## 分析項目Ⅱ 教育内容

### （1）観点ごとの分析

#### 観点 教育課程の編成

（観点到係る状況）

教育学研究科の教育課程の特徴は、学校教育に関する多様な専門分野を包含している点にあり、教育基礎科学としての教育学、教育心理学から、特別支援教育、学校教育のすべての専門教科領域を含むものである。本研究科においては、学校教育に関する共通科目を置き、すべての専攻生に履修させる（必修4単位、選択必修2単位以上）ことによって、教員養成のニーズに応えうる内容となっている。また教科教育専攻の専門科目にあつては、各教科教育に関する基幹科目として「教科教育特論科目」を必修とし、専門諸科学の高度な学修を踏まえてさらにそれらを学校教育実践の場面で展開できる「高度な教育的実践力の育成」を図る教育課程編成となっている（添付資料7）。

より具体的な教育課程の編成の原則は以下の通りであり、各専攻においては、講義、演習、実習、課題研究をバランスよく配置し、教育効果の上がる教育課程を編成している。

#### ■ 学校教育専攻（学校教育専修）

「教育学分野」、「教育心理学分野」の教育基礎科学に関する科目を中心に、「幼児期教育」に関する専門科目を設置している。また、「障害児教育分野」については、「特別支援教育専修免許状」に必要な科目を開設している。さらに、「臨床心理学分野」では、「臨床心理士の資格試験に関する受験資格を有する大学院（第1種）」として必要な科目を開設して、臨床心理士として相応しい高度な専門性が発揮できるよう考慮されている。

#### ■ 教科教育専攻

本専攻では、義務教育学校で教授される全ての教科について「専修」を置き、教科を構成する専門諸科学と「教科教育学」に関する科目群が開設されている。各「専修」は、「学校教育における教育内容を構成する基礎科学としての教育内容学」と「教科の教育方法学」を融合させた教育課程を有し、優れた教育的実践力を有する専修免許状取得者の教育課程に相応しい構成となっている。

#### 観点 学生や社会からの要請への対応

（観点到係る状況）

現行の「教育学研究科の教育課程に関する大学院設置基準」及び「専修免許状課程認定基準」では「大学院段階での教育実習」の必要性は明記されていない。しかし一方、地域の学校教育関係者及び教員をめざす学生からは、学部段階で育成することが期待される基礎的・実践的資質を踏まえ、さらにこれを凌駕する「高度な教育的実践力」の確実な定着すなわち「即戦力としての教員」を求める声が強くなっている。本研究科では、こうした要請を踏まえ、大学院段階における実践力向上プログラムとして、附属学校において年間を通して教育実習を実施する「学校教育実践研究Ⅰ」（第1年次通年3単位選択科目）、「学校教育実践研究Ⅱ」（第2年次通年3単位選択科目）を開設している。さらに平成20年度改組にあたっては新たな教育科目として、「学校教育実践研究（教育実践開発専攻必修

4単位)」及び「教科内容構成実践研究（教育内容開発専攻必修4単位）」を開設して、全ての学生に必修科目として課す改善を行っている（添付資料8）。

## （2）分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準にある

（判断理由） 教育学研究科は、その設置から今日に至るまで、高度教員養成という設置目的を実現するために厳正な教育課程管理及び必要な改善に取り組んできた。その結果、学生は、教員としての高度な専門性を身につけ、かつ専攻する分野の修士論文を作成して、「教育学修士」及び「専修免許状」を取得している。また、山陰両県の現職教員についても、設置基準による特例措置（14条特例）の趣旨を最大限に生かし、自らの専門性向上に意欲的に取り組んでいる。平成20年度に実施する研究科の全面改組により、「高度な専門性を有するスクール・リーダーの育成」という社会的要請に応える教育課程改革が実現し、全国の教員養成系大学院のモデルケースとなることが期待される。

## 分析項目Ⅲ 教育方法

### （1）観点ごとの分析

#### 観点 授業形態の組合せと学習指導法の工夫

（観点到係る状況）

全ての専攻、専修において、講義、演習、実験、実習、課題研究等、多様な授業形態を組み合わせるとともに、個別指導、少人数指導、複数教員による協同授業、多様な専門性を持つ教員の参画による協同開講等、授業方法に関する工夫・改善が行われている。また、修士論文の作成にあたっては、学生一人に対し、研究指導教員（チームリーダー）に加え、副指導教員が指導に当たる「複数指導教員制」を採用している。

#### 観点 主体的な学習を促す取組

（観点到係る状況）

開設する講義、演習科目等は、一部の必修科目を除けば、概ね少人数指導を実現できるスケールであり、この特性を生かして、「中間レポートの作成」、「設定されたテーマによる討論形式による開講」等の主体的な学習を促す教育方法が採用されている。また、講義等の担当教員によるオフィス・アワーが明示され、学生は、適宜、個別指導を受けることができる。

1年次後期及び2年次前期に開講される「課題研究」（必修、計4単位）では、ゼミナール形式及び個別指導による修士論文の作成に関する指導を実施しており、学生はこの科目を通して、研究テーマを明確化し担当指導教員とのコミュニケーションを図りながら自律的学修に専念している。

また、「学校教育実践研究Ⅰ、Ⅱ」においては、附属学校における教育実習を通じて、受講学生一人ひとりが「実践研究課題」を申告し、「子どもの活動記録分析」、「独自の教材開発」、「指導案と実践を踏まえた授業記録分析」等のテーマに従って、年間を通じた実践的研究に取り組む体制が整備されている。

## （2）分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準にある

（判断理由） 教育学研究科において開講される講義、演習等について、詳細なシラバスの明示はもとより、多様な授業形態と学習指導法が確立されている。また、複数教員による開講や少人数教育が実現しており、この利点を生かして主体的学習を促す取組が実施されている。

## 分析項目Ⅳ 学業の成果

## (1) 観点ごとの分析

**観点 学生が身に付けた学力や資質・能力**

(観点に係る状況)

教育学研究科の人材養成目的である「高度な教育的実践力」の向上については、多くの学生が、学部卒業段階からの自己の成長について高い達成感を示している。(平成20年3月実施「学生満足度調査」より)また、松江市等が実施する「サタデー・スクール」等の事業について、主催者から、大学院生を指導者として期待する声が多く寄せられており、学生もこの要請に積極的に対応する姿勢がみられる。

学生は、各専攻及び専修が求める履修基準に従い順調に単位を修得している。修士論文の作成にあたっては、各専修単位で実施する中間発表会及び最終審査会(いずれも原則として公開)において、研究の成果を発表するとともに、専門分野の学会、研究会等で積極的に発表している。また、修士論文の成果等を「学会紀要」、「学部紀要」、各専攻が発刊する「研究紀要」等に投稿し掲載されている。

**観点 学業の成果に関する学生の評価**

(観点に係る状況)

平成19年度に実施した大学院学生に対する満足度調査の結果、大学院において次のような力が身についたと実感している学生が多い(カッコ内の数字は肯定的な回答の比率)。「専門的な知識や技能が身についた(92.4%)」、「教育的実践力や専門性が向上した(79.3%)」、「問題に対して多角的な視点がもてるようになった(89.4%)」等である。大学院における学修が、学生一人ひとりの専門的な知識の向上、教育的実践力の高度化に有効であったとする評価が得られている(添付資料9)。

## (2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある

(判断理由) 大学院教育に関する満足度調査の結果、高い満足度を示した者の割合が88%と高く、もし再び機会があればまた大学院で学びたいと回答した者の割合も80%を超えるなど、修了後にあらためて大学院での学修に手ごたえを感じるという結果が得られている。

## 分析項目Ⅴ 進路・就職の状況

## (1) 観点ごとの分析

**観点 卒業(修了)後の進路の状況**

(観点に係る状況)

教育学研究科の就職率は、平成16年度88.9%、平成17年度96.3%、平成18年度100.0%、平成19年度100.0%であり順調に上昇している。修了後の進路の状況のうち、学校教員への就職者は、平成16年度14名、平成17年度15名、平成18年度10名、平成19年度10名人であり、教員就職率は概ね40%~55%で推移している(添付資料10)。

また、教員以外の就職先として、特に、「臨床心理学分野」の卒業生による「スクールカウンセラー」等への就職が挙げられ、専攻学生の多くが、地域の学校教育現場等で「スクールカウンセラー」、「病院勤務の臨床カウンセラー」等として就職している。

**観点 関係者からの評価**

(観点に係る状況)

平成 18 年度に実施された「島根大学の卒業生に関するアンケート調査」において、総合的な満足度においては、企業等では 91.4%，官公庁では 88.4%が「普通」以上の評価を与えている。教員として就職した卒業生に関する評価は、島根、鳥取両県教育委員会との連携協議の場で具体的に取り上げているが、「現職教員の専門的力量的の顕著な向上」、「正規採用教員及び期限付き採用教員の学部新卒者にはない即戦力としての資質」を肯定的に評価する見解が示されている。また、非常勤職員として採用された「スクールカウンセラー」については、山陰地域唯一の養成コースを有する本研究科への期待が大きい。

**(2) 分析項目の水準及びその評価**

(水準) 期待される水準にある

(判定理由) 就職の状況及び関係者からの評価が良好であり、教員就職率がやや低迷している点はあるが、臨床心理士に対する地域の要請に十分応えている点から、期待される水準にあると評価できる。



### Ⅲ 質の向上度の判断

#### ①事例1「研究科改組計画の立案と平成20年度実施体制の整備」(分析項目Ⅰ)

(質の向上があったと判断する取組)

中央教育審議会答申(平成18年7月)により教職大学院制度の創設が確定したことを受け、研究科の抜本的改善計画を策定した。本研究科では「日本教育大学協会専門職大学院検討プロジェクト」(平成16～17年度)等の検討内容を踏まえ、本研究科の進路を「教職大学院に匹敵する質の高い大学院教育の構築」と定め、概ね二年間に及ぶ部内検討を経て、平成20年度に新教育学研究科を創設することとした。特に、「現職短期一年履修コース」の設置及び「オーダーメイド型プログラム」(現職教員の研修目的、免許種等により、入学者個人に合った教育課程を設定)の採用は、他大学の教育系研究科のモデルとして注目されており、現職教員の研修の体系化、高度化を図る画期的取組である(添付資料11)。

#### ②事例2「研究科担当教員の適格性に関する再審査制度の創設と実施」(分析項目Ⅰ)

(質の向上があったと判断する取組)

本研究科は平成3年に8専修が設置されて以来、すでに16年が経過した。この間、教員の採用・昇格人事に際しては、大学院を担当できる教育的知見及び研究に関する業績について厳正に審査を行ってきた。一方、教授(研究指導教員)昇格後の担当教員としての資質の向上について検証する機会は設けられておらず、この点に関する説明責任は十分果たされていない状況があった。本研究科では平成19年度当初に「教員再審査制度」の導入を決定し、再審査要項、基準等を定め運用することを決定した。同年11月に再審査を実施した結果、構成員の大多数は、概ね、昇任後も大学院担当者としてふさわしい業績を有していることが確認されたが、教授3名が不適格と判定され研究指導教員を免ぜられた。この試みは、今後5年ごとに実施することとしており教員組織の質の維持・向上のための制度的保証体制を確立するものとして特筆すべきである(添付資料12)。

#### ③事例3「臨床心理士養成プログラムの実施」(分析項目Ⅱ)

(質の向上があったと判断する取組)

研究科としての社会的使命の中で、とりわけ現代的な教育課題・教育問題(不登校、いじめ、学校不適応等)への対応を求める声が上がっている。本研究科では学校教育専攻に「臨床心理学分野」を設置した(平成14年度)。本分野は、(財)日本臨床心理士資格認定協会によって「臨床心理士養成大学院一種校」に指定されており、多くの臨床心理士資格取得者を輩出している。これによって山陰地域の学校現場に対し、多くの「スクールカウンセラー(臨床心理士)」を配置することができるようになり、島根、鳥取両県教育委員会のスクールカウンセラー配置計画の実現に寄与している。また、本分野の実習施設として開設された「心理臨床・教育相談室」では、現在、年間のべ1,000件以上にのぼる相談を行っており、臨床心理士資格を有する専任教員を中心に、地域の要請に応える実践活動を展開している(添付資料13)。

#### ④事例4「大学院レベルの教育実習(教育実践研究)の実施」(分析項目Ⅱ)

(質の向上があったと判断する取組)

従来、全国的な傾向として、教育学研究科の教育課程に「教育実習」を課す大学はごく少数であった。その主たる理由は、各大学院がその教育課程を「研究者養成モデル」に依拠していることにあり、教育学研究科独自の教育目標(高度な実践的力量を有する専門職業人の養成)との整合性という点で課題も指摘されていた。本研究科では、平成

16年度から、「学校教育実践研究Ⅰ」（第1年次通年3単位）、「学校教育実践研究Ⅱ」（第2年次通年3単位）を選択科目として開講し、主として附属学校における年間を通した「教育実習」を実現してきた。本取り組みは、平成20年度に実施する教育改善（改組）においても拡充・継承されており、学生は、在籍期間を通して、常時学校教育の現場に身を置いて自らの専門職性の向上に努めることが可能となっている。